えねこねでんき
料金定義書

株式会社東急パワーサプライ

2026 年 11 月 1 日実施

目次

1. 適用 3
2. 本定義書の変更 3
3. 定義 3
4. 端数処理 3
5. 契約種別 3
6. 申込み 3
7. 電気料金 3
8. 契約種別の適用条件および電気料金..... 4
9. 適用料金定義書の変更..... 9
10. 契約種別の終了 9
11. 燃料費調整単価のお知らせ..... 9
12. 付帯サービス 9
付則 10

1.　適用

えねこねでんき料金定義書（以下、「本定義書」といいます）は、当社の電気需給約款【低圧】（以下、「低圧約款」といいます）に基づき電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

2.　本定義書の変更

当社は、当社の電源調達の状況に適合させるためその他の理由によって、本定義書を変更することがあります。そのとき、その変更は低圧約款の定めに準じて行います。

3.　定義

低圧約款に定義される言葉は本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4.　端数処理

本定義書において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、低圧約款に定めた方法といたします。なお、市場連動料金の単位は１銭とし、その端数は切り捨てます。

5.　契約種別

本定義書による契約種別は、次の通りといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	でんき plus
	でんき linkB
	でんき linkC

6.　申込み

本定義書による契約種別の適用をご希望されるお客さま（以下、「申込者」といいます）は、あらかじめ低圧約款、本定義書、えねこねでんき重要事項説明に同意のうえで、電話などによって申込みをしていただきます。

7.　電気料金

(1) 電気料金は、基本料金、電力量料金、低圧約款別表１による再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額といたします。ただし、でんき linkB、でんき linkC は基本料金、電力量料金、容量拠出金相当料金、低圧約款別表１による再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額といたします。

(2) 基本料金は、1 月につき規定の料金といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

(3) 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することといたします。

(4) 前項の電力量料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定小売供給約款（以下、「東京電力 EP 特定小売供給約款」といいます）別表 2（燃料費調整）による燃料費調整額を加減いたします。東京電力 EP 特定小売供給約款が変更された場合には、変更後の東京電力 EP 特定小売供給約款によります。ただし、でんき linkB、でんき linkC には適用いたしません。

(5) 本定義書における契約種別の電気料金は、低圧約款 18 に定める場合に該当するときは日割計算いたします。

8. 契約種別の適用条件および電気料金

契約種別ごとの適用条件等および電気料金は、次の通りといたします。

(1) でんき plus

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

(ｲ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申し出によって定めます。

(ﾛ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる恐れがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取付けないことがあります。

④ 基本料金

契約電流 20 アンペア 契約電流 30 アンペア 契約電流 40 アンペア 契約電流 50 アンペア 契約電流 60 アンペア	2,290 円 00 銭

⑤ 電力量料金

1キロワット時につき	39円60銭

(2) でんき linkB

① 適用範囲

でんき plus に準じます。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

でんき plus に準じます。

③ 契約電流

でんき plus に準じます。

④ 基本料金

契約電流 20 アンペア 契約電流 30 アンペア 契約電流 40 アンペア 契約電流 50 アンペア 契約電流 60 アンペア	0円00銭

⑤ 電力量料金

電力量料金は、市場連動料金および固定従量料金の合計といたします。

(ｲ) 市場連動料金

市場連動料金は、お客さまの 30 分ごとの電力使用量に、その 30 分ごとの東京エリア市場価格と市場取引手数料相当単価の合計を東京エリア損失率で修正した値を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。

【算定式】

お客さまの 30 分ごとの電力使用量

$$\times\left(\frac{\text{その 30 分ごとの東京エリア市場価格}}{1-\text{東京エリア損失率}}+\frac{\text{市場取引手数料相当単価}}{1-\text{東京エリア損失率}}\right)$$

×消費税率

（ｉ）東京エリア市場価格

JEPX が公表する東京エリアのスポット市場価格（エリアプライス）をいいます。なお、でんき linkB における東京エリアのスポット市場価格（エリアプライス）が 55 円（税抜）を上回る場合は、55 円（税抜）を上限といたします。

(ⅱ)市場取引手数料相当単価

JEPX が一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程細則(以下、「JEPX 細則」といいます。)に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち定額制でない単価に相当する値（以下、「従量制手数料単価」といいます。）とし、下記の通りといたします。なお、JEPX 細則が改定された場合もしくは、従量制

手数料単価が変更となった場合、当社は市場取引手数料相当単価を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する市場取引手数料相当単価に基づき計算されるものといたします。

市場取引手数料相当単価（税抜）	3 銭

（iii）東京エリア損失率

東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款（以下、「東京電力 PG 託送供給等約款」といいます。）に定める損失率のうち、低圧で供給する場合の値をいい、下記の通りといたします。なお、東京電力 PG 託送供給等約款等が改定された場合、当社は東京エリア損失率を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき計算されるものといたします。

東京エリア損失率	6.9%

(ロ) 固定従量料金

固定従量料金は、東京電力 PG 託送供給等約款に定める「電灯標準接続送電サービス」の単価を基に当社で算出した託送相当料金単価とサービス料金単価を合計した固定従量料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、東京電力 PG 託送供給等約款等が改定された場合、当社は託送相当料金単価を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する託送料金相当単価に基づき計算されるものといたします。

固定従量料金単価、託送相当料金単価およびサービス料金単価は下記の通りです。

固定従量料金単価		
託送料金相当単価	サービス料金単価	合計
10 円 30 銭	9 円 78 銭	20 円 08 銭

⑥ 容量拠出金相当料金

容量拠出金相当料金は、電気事業法第二条の十二第 1 項に定める小売電気事業者が電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保のため、当社が負担する電力広域的運営推進機関定款に定められた容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下、「容量拠出金」といいます。）の額を基に当社で算出した容量拠出金相当料金単価にお客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、電気事業法や電力広域的運営推進機関定款の改定もしくは当社が負担する容量拠出金の額の変更等に応じ、当社は容量拠出金相当料金単価を変更することがあります。この場合、変更内容についてはあらかじめ了承いただいたものとし、事前に当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適

当と判断した方法によりお知らせいたします。

(3) でんき linkC

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) １需要場所において電力需要（当社の他の約款または料金定義書における電力需要を含みます）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします)が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(ｲ)に該当し、かつ(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約容量１キロボルトアンペアにつき	231 円 72 銭

⑤ 電力量料金

電力量料金は、市場連動料金および固定従量料金の合計といたします。

(ｲ) 市場連動料金

市場連動料金は、お客さまの 30 分ごとの電力使用量に、その 30 分ごとの東京エリア市場価格と市場取引手数料相当単価の合計を東京エリア損失率で修正した値を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。

【算定式】

お客さまの 30 分ごとの電力使用量

$$\times\left(\frac{\text{その 30 分ごとの東京エリア市場価格}}{1\text{－東京エリア損失率}}+\frac{\text{市場取引手数料相当単価}}{1\text{－東京エリア損失率}}\right)$$

×消費税率

（ｉ）東京エリア市場価格

JEPX が公表する東京エリアのスポット市場価格（エリアプライス）をいいます。なお、でんき linkC における東京エリアのスポット市場価格（エリアプライス）が 55 円（税抜）を上回る場合は、55 円（税抜）を上限といたします。

（ⅱ）市場取引手数料相当単価

JEPX が JEPX 細則に基づき公表する従量制手数料単価とし、下記の通りといたします。なお、JEPX 細則が改定された場合もしくは、従量制手数料単価が変更となった場合、当社は市場取引手数料相当単価を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する市場取引手数料相当単価に基づき計算されるものといたします。

市場取引手数料相当単価（税抜）	3 銭

（ⅲ）東京エリア損失率

東京電力 PG 託送供給等約款に定める損失率のうち、低圧で供給する場合の値をいい、下記の通りといたします。なお、東京電力 PG 託送供給等約款等が改定された場合、当社は東京エリア損失率を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき計算されるものといたします。

東京エリア損失率	6.9%

(ﾛ) 固定従量料金

固定従量料金は、東京電力 PG 託送供給等約款に定める「電灯標準接続送電サービス」の単価を基に当社で算出した託送相当料金単価とサービス料金単価を合計した固定従量料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、東京電力 PG 託送供給等約款等が改定された場合、当社は託送相当料金単価を変更することがあります。この場合、変更についてはあらかじめ了承いただい

たものとし、変更後の本定義書に記載する託送料金相当単価に基づき計算されるものといたします。

固定従量料金単価、託送相当料金単価およびサービス料金単価は下記の通りです。

固定従量料金単価		
託送料金相当単価	サービス料金単価	合計
6 円 97 銭	9 円 52 銭	16 円 49 銭

⑥ 容量拠出金相当料金

でんき linkB に準じます。

9. 契約種別または適用料金定義書の変更

えねこねでんきは、当社が別に定める料金定義書の契約種別に変更することはできません。お客さまが、異なる契約種別の適用を希望される場合には、契約種別を選択の上で、所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、現にでんき linkB またはでんき linkC が適用されている場合、もしくはでんき linkB またはでんき linkC に変更を希望される場合は、申し込みを当社が受領し、必要な手続きが完了した後の最初の検針日での変更といたします。

10. 契約種別の終了

(1) 当社は、契約種別の一部または全部の提供を終了することがあります。その場合において、当社は、当社ウェブサイトにおいて３か月以上前にお知らせいたします。

(2) 当社は、適用されている契約種別が終了する場合、終了後に移行する料金定義書および契約種別をお知らせいたします。

11. 燃料費調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整を適用する契約種別について、毎月の燃料費調整単価を当社ウェブサイトおよび請求書等においてお知らせいたします。

12. 付帯サービス

契約種別「でんき plus」には、別に定める内容の当社を保険契約者、お客さまを被保険者とする少額保険が付帯します。詳細は別にお知らせいたします。

付則

1.　本定義書の実施期日

本定義書は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

2.　本定義書の実施に伴う経過措置

2026 年 11 月の検針日または計量日の前日まで（2026 年 11 月分の料金算定期間）の料金の適用に関しては 2026 年 10 月 31 日まで実施されていた変更前の本定義書の定めを適用いたします。なお、2026 年 11 月 1 日から 2026 年 11 月の検針日または計量日の前日までの基本料金に関して、下記の算定式により日割計算を実施のうえ、翌月分の料金請求において事後精算できるものといたします。ただし、契約種別、契約電流、契約容量の変更があった場合は、低圧約款 18（料金の算定）および低圧約款別表 3（日割計算の基本算式）に基づき日割計算を行った後、前段の日割計算を適用いたします。

(1) 契約種別がでんき linkB 以外の場合

①契約決定方法が契約電流の場合

（当該契約種別の改定後基本料金－当該契約種別の改定前基本料金）×2026 年 11 月 1 日から 2026 年 11 月の検針日または計量日の前日までの日数÷2026 年 11 月の暦日数

②契約決定方法が契約容量の場合

ご契約の契約容量×（当該契約種別の改定後基本料金－当該契約種別の改定前基本料金）×2026 年 11 月 1 日から 2026 年 11 月の検針日または計量日の前日までの日数÷2026 年 11 月の暦日数

(2) 契約種別がでんき linkB の場合

（改定後固定従量料金単価－改定前固定従量料金単価）×2026 年 11 月 1 日から 2026 年 11 月の検針日または計量日の前日までの使用電力量

なお、(1) および (2) により算出された金額の単位は 1 円とし、その端数は切捨てます。